

三重県立図書館有料宅配サービス 実施規定

(目的)

第1 この規定は、三重県立図書館が所蔵する資料を、有料で送付するサービス「三重県立図書館有料宅配サービス」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2 三重県立図書館有料宅配サービス（以下「宅配サービス」という）を受けることができるものは、三重県立図書館の利用カード（資料貸出券）を持ち、三重県内に居住する者とする。

(実施期間)

第3 宅配サービスの実施期間は、施行日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため貸出サービスを停止している期間とする。

(貸出資料)

第4 宅配サービスで貸出を受けることのできる資料は、三重県立図書館が所蔵している、貸出中・予約中でない図書、雑誌（以下「図書等」という）とする。

- 2 禁帯出資料、雑誌の最新号は、対象外とする。
- 3 図書等の状態により、貸出を行わない場合もある。

(貸出冊数及び貸出期間)

第5 宅配サービスで貸出できる冊数は、既に貸出中の図書等を含め、一人5冊以内とし、貸出期間は、配送、返送期間を含み30日間とする。

- 2 延長は不可とする。

(利用者の責務等)

第6 貸出図書等の発送および返送に要する費用は、利用者が負担するものとする。

- 2 貸出中の図書等が亡失、汚損もしくは損傷した場合、利用者はその責任を負うものとする。
- 3 利用者が実施規定を守れない場合は宅配サービスの利用を停止する。

(申し込み手続き)

第7 宅配サービスを受けようとする者（以下「利用者」という）は、「三重県立図書館有料宅配サービス申込書」（第1号様式）により、郵送、FAXまたは電子メールで申し込みをしなければならない。

- 2 電話での申し込みは不可とする。

(配送および返送)

第8 三重県立図書館は、利用者からの申し込みを受け、貸出準備が整い次第、ゆうパックの着払いにて図書等を発送するものとする。

- 2 図書等発送後の申し込みの変更・取り消しや受け取り拒否は不可とする。
- 3 利用者は、配送時の梱包材を用い、ゆうパックまたは追跡可能な宅配便で返送するものとする。
- 4 通常郵便での返送や着払いでの返送は不可とする。
- 5 貸出期間中に三重県立図書館が開館した場合は、三重県立図書館カウンター窓口での返却も可能とする。
- 6 返送時の送付伝票は、返送途上の事故等に備え、利用者が3か月間保管するものとする。

附則 この規定は、令和3年9月1日から施行する。